

臨時株主総会及び 普通株主による 種類株主総会 招集ご通知



2025年2月7日（金曜日）
午前10時（開場：午前9時）



大阪市中央区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）
新館7階大会議室

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。

臨時株主総会 決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 第三者割当によるC種種類株式
発行の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第4号議案 | 資本金の額、資本準備金の額の
減少の件 |
| 第5号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査役1名選任の件 |

普通株主による種類株主総会 決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件（2） |

目次

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集ご通知……………	P. 1
臨時株主総会参考書類……………	P. 7
普通株主による種類株主総会参考書類…	P.48

証券コード 3103
(発送日) 2025年1月23日
(電子提供措置開始日) 2025年1月15日

株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

ユニチカ株式会社

代表取締役 上 埜 修 司
社 長

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下、本臨時株主総会と合わせて「本株主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本臨時株主総会には、第1号議案として「定款一部変更の件（1）」、第3号議案として「定款一部変更の件（2）」を議案として上程いたしますが、両議案につきましては、会社法第322条第1項第1号に基づくご決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

本株主総会の招集に際しては、臨時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類（以下「本株主総会参考書類」といいます。）等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.unitika.co.jp>



上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株主・投資家情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/3103/24205924/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら本株主総会参考書類をご検討のうえ、**2025年2月6日（木曜日）午後6時までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

4 頁から 5 頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、上記に記載の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

〔書面による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記に記載の行使期限までに到着するようにご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月7日（金曜日） 午前10時（開場：午前9時）
2. 場 所 大阪市中心区備後町二丁目5番8号
日本綿業倶楽部（綿業会館）新館7階大会議室

3. 会議の目的事項

（臨時株主総会）

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 第三者割当によるC種種類株式発行の件
- 第3号議案 定款一部変更の件（2）
- 第4号議案 資本金の額、資本準備金の額の減少の件
- 第5号議案 取締役7名選任の件
- 第6号議案 監査役1名選任の件

（普通株主による種類株主総会）

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件（1）
- 第2号議案 定款一部変更の件（2）

4. 議決権の行使に関する事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱うものといたします。
- (2) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱うものといたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1 頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



インターネットによる議決権行使のご案内

行使
期限

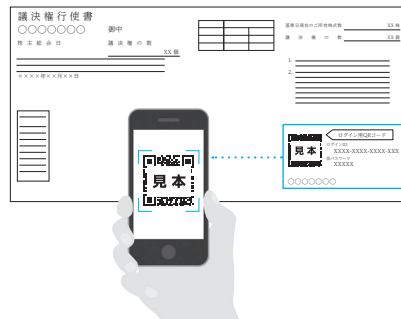
2025年2月6日（木曜日）
午後6時00分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

読み取り用タイトル
〇〇〇〇 株式会社

議決権行使方法の選択

第1回定時総会
開催日 平成26年 3月31日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様ご自身の意思の手続きにしたがって賛否を行使することをお勧めいたします。提出する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社株主の全ての議案を賛成、株主株主の全ての議案を賛否とされる場合

賛成に賛成へ

賛否に賛成へ

賛否に賛成へ

賛否に賛成へ

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットと書面により重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱うものといたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱うものといたします。

ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」を
入力

「ログイン」を
クリック

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9：00～21：00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

(ご参考) 全ての議案に共通する事項

当社は、2024年11月28日付で、株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」といいます。）に対して事業再生計画（以下「本事業再生計画」といいます。）を提出し、再生支援の申込みを行い、機構より再生支援決定の通知を受けました。

本事業再生計画の概要は以下のとおりです。

- ①構造改革による不採算事業の撤退及び供給能力の適正化
- ②コスト削減の完遂によるローコスト運営体制の確立
- ③付加価値の高い製品の販売拡大
- ④組織運営体制の強化

本事業再生計画の遂行により、2030年3月期には、売上高は約700億円、営業利益約65億円を目指し、また、財務体質の抜本的な改善及び強化を図ります。

なお、本再生支援後においても、普通株式の東京証券取引所への上場は維持されます。

当社は、新しいユニチカに生まれ変わるという強い信念を持って構造改革に取り組んでまいります。その結果として、企業価値を向上させることができると確信しております。

株主の皆様におかれましては、本事業再生計画に対しご理解を賜り、議決権を行使していただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本事業再生計画に関する説明資料（2025年3月期 中間期決算及び事業再生計画説明資料）を当社ウェブサイトに掲載しております。あわせてご参照ください。

<https://www.unitika.co.jp>

株式会社地域経済活性化支援機構は、株式会社地域経済活性化支援機構法に基づき、官民共同出資で設立された組織です。

臨時株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 変更の理由

本議案は、①A種種類株式及びB種種類株式に関する規定を削除し、②第2号議案「第三者割当によるC種種類株式発行の件」に係るC種種類株式（第2号議案において定義します。以下同様です。）の発行を可能とするために、C種種類株式に関する規定を新設し、C種種類株式に係る発行可能種類株式総数を1億1550万4600株とする内容の規定を追加等することにつき、特別決議によるご承認をお願いするものです。なお、本定款一部変更の効力発生は、当社が、株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）が保有する当社のA種種類株式21,740株及び三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「三菱UFJ信託」といいます。）が保有する当社のB種種類株式944株を無償で譲り受け、同株式を消却することを条件とするものであります。

C種種類株式を発行する理由につきましては、第2号議案「第三者割当によるC種種類株式発行の件」をご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分が変更箇所となります。）

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 178,600,000株 A種種類株式 21,740株 B種種類株式 5,759株	第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 178,600,000株 <u>C種種類株式 115,504,600株</u>
第8条（単元株式数） 普通株式の単元株式数は100株とし、 <u>A種種類株式及びB種種類株式の単元株式数は1株とする。</u>	第8条（単元株式数） 普通株式 <u>及びC種種類株式</u> の単元株式数は100株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<u>第13条の2（A種種類株式）</u> <u>本会社の発行するA種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> （以下条文省略）	（削除）
<u>第13条の3（B種種類株式）</u> <u>本会社の発行するB種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> （以下条文省略）	（削除）
<u>第13条の4（株式の分割又は併合、募集株式の割当て等）</u> （条文省略）	（削除）
<u>第13条の5（優先順位）</u> （条文省略）	（削除）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第13条の2（C種種類株式）</u> <u>本会社の発行するC種種類株式の内容は次のとおりとする。</u> <u>（剰余金の配当）</u> <u>1. (1) C種優先配当金</u> <u>本会社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）</u><u>、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式を有する株主（以下「C種種類株主」という。）又はC種種類株式の登録株式質権者（以下「C種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（173.16円。但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に対し、下記(2)に定めるC種優先配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）（以下「C種優先配当金」という。）の金銭による配当をする。</u> <u>但し、C種優先配当金に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u><u>なお、すでに当該基準日の属する事業年度においてC種優先配当をしたときは、かかる配当済みのC種優先配当金の累積額を控除した額をC種優先配当金として支払う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(2) <u>C種優先配当年率</u> <u>C種優先配当年率＝日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）＋0.5%</u> <u>なお、各事業年度に係るC種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。上記の算式において「日本円ＴＩＢＯＲ（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日（但し、C種種類株式の払込期間の属する事業年度においては、当該払込期間中の出資履行日の翌日）（当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円ＴＩＢＯＲ）として一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関（但し、トーキョー・インター・バンク・オファード・レートの公表主体が、一般社団法人全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものを指すものとする。</u> (3) <u>非累積条項</u> <u>ある事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対して行う剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u> (4) <u>非参加条項</u> <u>C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、C種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>(残余財産の分配)</u> <u>2. (1) C種優先残余財産分配金</u> 本会社は、残余財産を分配するときは、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。 <u>(2) 非参加条項</u> C種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。 <u>(3) 経過C種優先配当金相当額</u> C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額にC種優先配当年率及び分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数を乗じて算出した金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。但し、C種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額に、各C種種類株主又は各C種種類登録株式質権者が権利を有するC種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。なお、分配日の属する事業年度においてC種種類株主又はC種種類登録株式質権者に対してC種優先配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
	<u>(議決権)</u> 3. <u>C種種類株主は、株主総会において議決権を有する。</u> <u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> 4. (1) <u>取得請求権</u> <u>C種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「普通株式対価取得請求」という。）。かかる普通株式対価取得請求があった場合、本会社は、C種種類株主が当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、法令上可能な範囲で、下記(2)に定める数の普通株式を当該C種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>(2) 取得と引換えに交付すべき普通株式の数</u> <u>C種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求をしたC種種類株式数にC種種類株式1株あたりの払込金額相当額を乗じた額を、下記(3)及び(4)に定める取得価額で除して得られる数とする。</u> <u>なお、C種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取り扱う。</u> <u>(3) 当初取得価額</u> <u>取得価額は、当初43.29円とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(4) 取得価額の調整 (a) C種種類株式の発行後に以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ ② 普通株式につき株式併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。調整後取得価額は、株式併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$

現 行 定 款	変 更 案
	③ 下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。））、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株あたりの払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

現 行 定 款	変 更 案
	$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{新たに発行する普通株式の数})}{\text{普通株式1株あたりの時価}} \times \frac{1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{普通株式1株あたりの時価}}$ <u>(発行済普通株式の数 - 新たに発行する普通株式の数) × 1株あたりの払込金額</u> <u>普通株式1株あたりの時価</u> <u>(発行済普通株式の数 - 本会社が保有する普通株式の数) + 新たに発行する普通株式の数</u> ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る普通株式1株あたりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付さ

現 行 定 款	変 更 案
	れたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株あたりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、

現 行 定 款	変 更 案
	取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はC種種類株主及びC種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。 ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得価額の算出に使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

現 行 定 款	変 更 案
	③ 前①②のほか、普通株式の発行済株式総数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。 (d) 取得価額調整式において使用する普通株式1株あたりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における本会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第1位まで算出し、その小数点以下第1位を切り捨てる。）とする。 (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて、調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。 (5) 合理的な措置 上記(3)及び(4)に定める取得価額は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、本会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
	(6) <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> <u>株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号</u> <u>三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</u> (7) <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u> (8) <u>普通株式の交付方法</u> <u>本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたC種種類株主に対して、当該C種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u> <u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> 5. (1) <u>取得請求権</u> <u>C種種類株主は、いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める金額の金銭を対価として、自己の有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（以下「金銭対価取得請求」という。）。</u><u>かかる金銭対価取得請求があった場合、本会社は、C種種類株主又はC種種類登録株式質権者が当該金銭対価取得請求をしたC種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日（以下「金銭対価取得請求日」という。）における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求日に、下記(2)に定める金額の金銭を当該C種種類株主に対して交付するものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(2) 取得と引換えに交付すべき金銭 <u>C種種類株式の取得と引換えに交付する金銭は、C種種類株式1株につき、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額とする。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「金銭対価取得請求日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。</u> (3) 取得請求受付場所及び取得請求の効力発生 第4項(6)及び(7)の規定は、本項による金銭対価取得請求の場合に準用する。 <u>(金銭を対価とする取得条項)</u> 6. (1) 金銭を対価とする取得条項 <u>本会社は、いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下「償還日」という。）が到来することをもって、金銭の交付と引換えに、C種種類株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、本会社は、法令上可能な範囲で、C種種類株式の全部又は一部の取得と引換えに、当該C種種類株式1株につき、下記(2)に定める額（以下「償還価額」という。）の金銭をC種種類株主に対して交付するものとする。なお、C種種類株式の一部を取得する場合は、本会社が取得すべきC種種類株式は償還日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種種類株式の保有株式数に応じた比例按分の方法により決定する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
	(2) 償還価額 <u>償還価額は、C種種類株式1株あたりの払込金額相当額（但し、C種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、償還日におけるC種種類株式1株あたりの経過C種優先配当金相当額を加えた金額とする。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「償還日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。</u> <u>（株式の併合又は分割等）</u> <u>7. 本会社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、C種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。</u> <u>（法令変更）</u> <u>8. 法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、本会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。</u>

第2号議案 第三者割当によるC種種類株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の要領にて、機構に対する第三者割当の方法によるC種種類株式（以下「C種種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することについてご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資の実施は、第1号議案について、本株主総会における承認を得られること、本臨時株主総会の開催日までに書面決議予定のA種種類株主総会及びB種種類株主総会において、第1号議案と同内容の議案の承認を得られることを条件とするものであります。これに加え、機構との間で締結した投資契約書（以下「本投資契約」といいます。）上、①本臨時株主総会において、全ての議案の承認が得られること、②機構において、株式会社地域経済活性化支援機構法（以下「機構法」といいます。）第31条第1項に定める買取決定等がなされること、③三菱UFJ銀行が保有する当社のA種種類株式及び三菱UFJ信託が保有する当社のB種種類株式の全てを当社が無償で取得し、同株式が消却されること並びに、④金融商品取引法その他関係法令に基づき必要とされる諸手続が完了すること等が払込の前提条件となっております。

本第三者割当増資により機構に対してC種種類株式が割り当てられた場合、C種種類株式の発行株式数に係る議決権数（1,155,046個）につき、2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の数（575,082個）を分母とする希薄化率は約200%に相当いたします。また、C種種類株式には、いつでも、その保有者がC種種類株式1株につき4株の当社普通株式を取得できる取得請求権（但し、本投資契約上は、2027年8月以降に行使可能とする旨規定しております。）を付す予定となっており、かかる取得請求権の行使によって、C種種類株式が当社普通株式に転換された場合における当社普通株式に係る議決権の数（4,620,184個）につき、2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の数（575,082個）を分母とする希薄化率は約803%となります。

このように本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うこととなりますので、東京証券取引所に定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会において、本議案について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当増資により機構に対してC種種類株式が割り当てられた場合、機構の議決権割合は約66.8%となり、機構は会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。そのため、本議案は、会社法第206条の2第4項に規定する特定引受

人への募集株式の割当てに関する株主総会決議（特別決議）による承認を兼ねるものがあります。

1. 募集事項の内容

①募集株式の種類	C種種類株式
②募集株式の数	115,504,600株
③払込金額	1株につき173.16円
④払込金額の総額	20,000,776,536円
⑤増加する資本金の額	10,000,388,268円（1株につき86.58円）
⑥増加する資本準備金の額	10,000,388,268円（1株につき86.58円）
⑦払込期間	2025年4月1日から同年5月31日まで
⑧発行方法	第三者割当の方法により、株式会社地域経済活性化支援機構にC種種類株式の全115,504,600株を割り当てます。
⑨その他	C種種類株式の内容の詳細につきましては、第1号議案「定款一部変更の件(1)」をご参照ください。） ① 優先配当 C種種類株式の優先配当年率は日本円 TIBOR（12ヶ月物）+0.5%で設定されており（「日本円 TIBOR（12ヶ月物）」とは、各事業年度の初日の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものとして合理的に認められるものをいいます。）、C種種類株主は、普通株主に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積しません。C種種類株式は非参加型であり、C種種類株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときであっても、普通株式1株あたりの剰余金

	の配当額と同額の剰余金の配当を受け取ることができません。 ② 普通株式を対価とする取得請求権 C種種類株主は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本投資契約上、機構は、一定の場合を除き、原則として、2027年8月1日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができることを合意しております。 ③ 金銭を対価とする取得請求権 C種種類株主は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価として、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本投資契約上、機構は、一定の場合を除き、原則として、2027年8月1日以降においてのみ、金銭を対価とする取得請求権を行使することができることを合意しております。 ④ 金銭を対価とする取得条項 当社は、C種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、C種種類株主に対して、金銭を対価として、その有するC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされておりますが、本投資契約上、当社は、2027年8月1日以降においてのみ、金銭を対価とする取得条項を行使することができることを合意しております。
--	--

	⑤ 議決権及び譲渡制限等 C種種類株主は、株主総会において議決権を有し、C種種類株式の1単元の株式数は、100株とされています。 また、C種種類株式には譲渡制限は付されておらず、本投資契約上も当社の取締役会の承認を要する等の制限はありません。
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社は、1889年の尼崎紡績の創業、1918年以降は三大紡績のひとつである大日本紡績として日本の紡績業をけん引してまいりました。さらには1969年、グループ会社の日本レイヨンとの合併により総合繊維メーカー・ユニチカとなりました。その後の事業多角化に向けた取組みを経ながら、長くその歴史を刻んでまいりました。尼崎紡績の誕生から135年、当社の誕生から55年を迎えますが、その間、経済を取り巻く環境は大きく変化し、祖業である繊維事業は日本の産業の変遷に伴い厳しい事業環境にさらされ、当社は30年来、繊維事業を縮小すると同時に、高収益事業である高分子事業へ軸足を移行する構造改革に取り組んでまいりました。

このような中、一時的に業績及び財務体質が良化したことはあったものの、結果として、成長分野への積極的な投資が十分に奏功したとは言い難く、抜本的な構造改革の完遂には至りませんでした。そして、2017年度以降、売上高、営業利益はともに減少基調が継続し、2020年度初頭からのコロナ禍による事業環境の変化等の影響もあり売上高は若干の回復傾向になりました。2020年5月に2030年近傍を見据えた長期ビジョン「G－STEP30（ジーステップ・サーティ）」を発表し、2023年5月には、長期ビジョンの目標達成に向けたセカンドステップとして、新中期経営計画「G－STEP30 2nd（ジーステップ・サーティ～セカンド）」を策定し、長期ビジョン「G－STEP30」のテーマである「3つのG Growth、Global、Governance」に引き続き取組み、加えてサステナビリティプラン「Prosperity、Planet、People」を実行することで事業収益の着実な強化と成長への基盤整備を目指してまいりましたが、2024年3月期には、円安・原燃料価格の高騰によるコスト上昇、市況の変化に伴う需要減少、高分子事業においては東南アジアを中心とする海外での競争激化による販売単価下落、衣料繊維におけるコモディティ化による収益低下の影響を受けて、連結決算開始以来、初

めての営業赤字を計上し、また減損も実施したことで54億円の当期純損失を計上しました。2024年度も、人件費削減等の一時的な対策により営業黒字を確保できる見込みではあるものの、実質的な収益力の回復には至っておりません。

これまで幾度に亘る構造改革を行ってもなお、当社がかかる現状に至ったことは、これら構造改革の対象が低採算事業及びノンコア事業の個別の対策にとどまるものであり、基本的な収益性低下や、硬直化したコスト構造などの潜在的な課題を有していた衣料繊維やポリエステル繊維関連の各事業における抜本的対策に踏み込めていなかったことが大きな要因であったものと認識しております。加えて、昨今では、グローバルレベルでの社会経済情勢の変化を背景に原燃料価格の高止まり等によるコスト上昇、市況の変化に伴う需要の減少、東南アジアを中心とする海外市場での価格競争激化、海外も含めたマーケットの変容などが進行し、これら課題を有する事業が営業赤字を継続する状況に陥ると同時に、当社グループ収益の核を成す高分子事業においても、ナイロンフィルムを扱う海外子会社における積極的な規模拡大により生産能力が過剰となり、コストが上昇、事業収益力の大幅な低下を招くなど新たな課題を抱えることとなり、今後これらの収益性改善も急務な状況となっております。

当社は創業以来、繊維事業、またそれから派生する各種の事業により我が国製造業の一員としての役割を担ってまいりましたが、今後とも国内の化学素材産業において当社が培ってきた技術を活かし、将来に向けて我が国の経済や社会に貢献できる企業であり続けることを目指したいと考えております。それを実現し、将来に亘り持続的な成長をしていくために、十分な資金調達を行ったうえで構造的に課題を有する事業の見直しや、徹底したコスト削減を含む本社体制の見直し等を含めた抜本的な構造改革を断行するとともに、高分子事業等の将来性のある事業への投資を行い、事業成長を推進していくことを企図しています。

こうした構造改革には大規模な資金調達・資本増強が必要となりますが、現在の当社の財政状態・損益状況では十分な資金調達が行えず、また、収益力に比して過大な有利子負債を負担しており、さらに自己資本が脆弱である現状においては、資本の毀損を伴う抜本的な改革を行うことができない事態に陥っています。当社は、外部からの資本の受け入れを含む財務基盤の強化に向けたあらゆる選択肢を検討する中で、①新規の資本出資が可能であること、②事業再生の専門家の支援を受けることが企業価値及び信用力の維持・向上に繋がること、③取引金融機関の利害調整等が可能であること等から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断し、三菱UFJ銀行と協議のうえ、機構に再生支援を申し込むことにし、本事業再生計画を策定いたしました。そして、機構の再

生支援の下で、企業価値の毀損を可及的に回避しつつ、透明・公正な手続により取引金融機関に金融支援を依頼し、機構からの本第三者割当増資による資金調達を得て財務基盤及び信用力の強化を図るとともに、課題事業の構造改革や徹底したコスト削減、さらには、収益事業における収益力強化等を主軸とする抜本的な事業再構築に取り組み、当社事業の再生を図っていくこととし、2024年11月28日開催の当社取締役会において、当社並びに当社のグループ会社である日本エステル株式会社及びユニチカスパークライト株式会社（以下3社を総称して「当社ら」といいます。）が、三菱UFJ銀行と連名にて、機構に対して、本事業再生計画を提出して再生支援の申込みを行うことを決議したうえで、その申込みを行い、同日、機構より再生支援決定の通知を受けました。

（２）本第三者割当増資を選択した理由

当社は、資金調達を行うに際して、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な資金調達手法を検討いたしました。当社の財務状況や、取引金融機関に債権放棄を含む金融支援をご依頼させていただく状況から、財務体質の抜本的な改善のためには、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性の資金調達を行うことにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

公募増資による普通株式の発行については、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。また、既存の株主の皆様に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当又は株式を割り当てる株主割当についても、株価動向等を踏まえた株主の皆様の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、同様に、最終的な資金調達額が不明であり、確実に一定の資金調達を実施する必要がある当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。さらに、第三者割当増資による普通株式の発行については、割当先や引受額の検討過程において、実現可能性が低いと判断しました。

その他、株式公開買付けを伴ういわゆるマネジメント・バイアウトといった手法もあり得るところですが、当該手法では株式取得のための資金とは別途、構造改革のための資金が必要となるとともに、既存の株主の皆様にとっては株式を売却する必要がある、本第三者割当増資よりも影響が大きくなります。また、既存の株主の皆様にとっては、株式売却の機会が確保される一方で、本第三者割当増資の実行を伴う本事業再生計画の

遂行により、財務状況が抜本的に改善・強化されるとともに、今後の持続的な成長によって、企業価値が向上していくことを想定しておりますため、当社株式を非公開化するよりも、当社の上場を維持して、本事業再生計画を遂行することで更なる株式価値の拡大に資する可能性があると考えております。

そのような中、かかる事態を開示するため、上記のとおり、当社は、三菱UFJ銀行と協議のうえ、機構に再生支援を申し込むことにし、事業再生の専門家による支援を受けることが、当社の企業価値及び信用力の向上に繋がることから、機構を割当先とする第三者割当増資による資金調達を行うことが最善であると判断いたしました。また、当社と機構との間で第三者割当増資による資金調達について協議・交渉を行う中で、当社としては、種類株式による第三者割当増資であれば、当社の現状を踏まえた条件を株式の内容に反映させやすいことに加え、機構としては当社による本事業再生計画の遂行のためには、議決権を保有することを通じて当社に対するガバナンスを効かせる必要があるところ、機構を割当予定先とする議決権付優先株式による本第三者割当増資が、当社の置かれた厳しい経営状況に最も適した資金調達手法であるという結論に至りました。

なお、上記のとおり、機構は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。この点に関して、2024年11月28日開催の取締役会において、当社の社外監査役2名を含む監査役4名全員は、事業の選択と集中の徹底を基本方針とする当社の本事業再生計画の遂行にあたっては、機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人であり、かつ、事業再生の専門家である機構に当社の議決権総数の3分の2超を保有する株主として当社の事業再生に関与していただくことが、既存の株主の皆様にとっても、最善の方法であると判断できること、また、本第三者割当増資直後の顕在希薄化率は約200%であり、普通株式への転換可能時期は、2027年8月以降と段階的であり、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、これらの点等に鑑みると、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に該当する機構に対する本第三者割当増資には合理性が認められる旨の意見を表明しております。

（３）本投資契約の主たる内容

① 取締役の指名等に関する合意内容

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、機構が、当社の取締役につき、取締役の員数の半数に1を加えた人数以内、当社の監査役につき、2名以内で指名する権利を有することを合意しております。

② 構造改革推進室の設置

当社は、機構との間で、当社が、機構法第31条第1項に定める当社らに関する買取決定等の日以降速やかに、機構が合理的に満足する内容で、本事業再生計画の実行・推進及び構造改革を横断的に統括する組織（構造改革推進室）を設置又は改組することに合意しております。特に、本第三者割当増資の実行日以降は、機構の指示に基づき、機構による派遣取締役及び派遣従業員がかかる構造改革推進室やその分科会の構成員となることも合意しております。

③ 主たる事前承認事由（機構承認事項）

当社は、機構との間で、当社らに関して、本第三者割当増資の実行後、機構による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないことを合意しております。

- ・ 定款の変更
- ・ 株式交換、株式移転、株式交付、合併又は会社分割その他の組織再編
- ・ 株式、新株予約権、新株予約権付社債の発行又は処分、自己株式又は自己新株予約権の取得又は消却、その他既存株主の持株比率に影響を与える行為
- ・ 社債の買入消却又は繰上償還
- ・ 株式等の分割、併合、無償割当てその他の株主の地位又は権利に影響を及ぼす一切の事項
- ・ 株主又は潜在株主との投資関連契約（その名称を問わず、事業、運営、統治等又は株式等の譲渡、買収等に関する事項を定める契約を含む。）の締結、変更又は解除
- ・ 他社の買収、有価証券の取得等の資本取引行為
- ・ 資本金又は資本準備金の額の増加又は減少
- ・ 剰余金の配当、中間配当その他の剰余金の処分（但し、機構に対するものを除く。）
- ・ 第三者に対する金銭の貸付、担保の提供、保証債務の負担、第三者からの借入れ
- ・ 一定の金額以上である資産（不動産を含む。）の売却、賃貸その他処分行為又は譲受け若しくは賃借
- ・ 一定の金額以上となる設備投資、経費の支払いその他の支出

④ 主たる事前承認事由（機構派遣取締役承認事項）

当社は、機構との間で、当社らに関して、本第三者割当増資の実行後、機構派遣取締役（但し、当該取締役会の決議について会社法第369条第2項に基づき議決に加わるこ

とができない取締役は除きます。) による事前の承認なく、主として、以下の事項を行わないこと、及び機構は、機構派遣取締役をして、かかる承認を、不合理に留保、遅延又は拒絶させないものとするを合意しております。

- ・保有する株式等に基づく権利の行使、保有する株式等の処分
- ・当社グループ間における金銭の貸付・借入れ、担保の提供、保証債務の負担
- ・当社らにおける、一定の金額以上の接待交際費、業務委託費の支出、仕入、設備投資、経費の支払いその他の支出
- ・払込金管理口座からの資金移動
- ・株主総会又は種類株主総会の開催及び議案の決定
- ・当社らにおける代表取締役の選定
- ・当社グループにおける取締役及び監査役の選定
- ・取締役等による免除に関する定款の定めに基づく取締役の責任免除又は責任限定契約に関する定款の定めに基づく責任限定契約の締結（但し、引受人派遣取締役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。）
- ・取締役等との間の補償契約又は役員等賠償責任保険契約の締結（但し、引受人派遣取締役及び引受人派遣監査役に関するものを除く。）
- ・取締役による競業取引又は利益相反取引の承認
- ・重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部統制制度の構築又は変更、社内規則の変更
- ・訴訟、仲裁、調停その他紛争解決手続の提起若しくは申立て、又は司法上若しくは行政上の手続の開始
- ・和解、調停成立その他の判決等又は仲裁判断等によらない紛争解決手続の終結
- ・重要な契約の締結、変更若しくは終了又は変更その他重要な法律行為

⑤ 機構による保有株式売却時の情報開示

当社は、機構との間で、機構が保有株式を売却しようとする場合には売却候補先に関する情報を当社に開示することを合意しており、情報開示を機に当社の意向を表明することが可能となっております（但し、機構は当社の意向に拘束されるものではありません。）。

⑥ オブザーバーの指名に関する合意内容

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、機構が当社グループのオブザー

バー各3名を指名することができる権利を有することを合意しております。オブザーバーは、当社グループの取締役会その他経営上重要な会議に出席し、その意見を述べることができますが、当該会議において、議決権を有するものではありません。

⑦ 監督権限

当社は、機構との間で、本第三者割当増資の実行後、次の事項が発生した場合には、機構は、その選択により、当社らに対する①取締役の追加派遣又は経営指導、②事業計画の修正指導、③業況や事業の進捗状況の調査、又は④機構による監査のうち1つ又は複数を行うことができることを合意しております。

- ・ 当社グループの営業利益が本事業再生計画又はその作成の前提となった当社グループの損益計画における計画値の70%を下回った場合
- ・ 重要契約の大幅な変更又は解除があり、当社グループの経営に重大な影響を及ぼすと機構が判断した場合
- ・ 当社らが本投資契約に違反した場合、又はそのおそれがある場合

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社、機構及び当社の取引金融機関から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、C種種類株式の価値分析を依頼したうえで、赤坂国際会計より、種類株式価値算定書を取得しております。赤坂国際会計は、当社普通株式の想定株式価値のレンジ、株価変動性（ボラティリティ）、予定配当額、無リスク利子率、当社の行動及び割当先の行動等について一定の前提を置き、一般的な価値算定モデルである二項モデルを用いてC種種類株式の価値分析を実施しており、C種種類株式の価値分析の結果は以下のとおりです。

総額	：約19,280百万円～約20,038百万円
1株あたり	：約166.93円～約173.49円

当社は、本第三者割当増資の発行条件について、当社から独立した第三者評価機関である赤坂国際会計による種類株式価値算定書における上記評価結果のみならず、当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮したうえで、当社の財務状況の改善の必要性、本

事業再生計画の着実な遂行、取引金融機関に依頼する債権放棄等の金融支援との均衡、機構の投資形態に関する意向等を踏まえ再三にわたる機構との協議・交渉を通じて決定されていること等を総合的に勘案すると、C種種類株式の払込金額には合理性が認められ、会社法上特に有利な金額に該当しないと判断しております。

しかしながら、C種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、C種種類株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、C種種類株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会において、会社法第199条第2項並びに会社法第238条第3項第2号及び第240条第1項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、C種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社社外監査役2名を含む監査役4名全員は、赤坂国際会計が当社、機構及び当社の取引金融機関から独立した第三者評価機関であると認められること、赤坂国際会計によるC種種類株式の価格の評価はその算定方法においても特に不合理と思われる点が見当たらないこと、本第三者割当増資の発行条件は機構との協議及び交渉の結果として定められたものであること等から、赤坂国際会計によって算出された評価額レンジ内の金額であるC種種類株式の払込金額は、一定の合理性を有する金額と判断しているものの、種類株式には市場価格がなく、その評価には様々な考え方があり得ることから、特に有利な金額であると判断される可能性があり、したがって、株主意思を確認する観点から、株主総会において特別決議を得るという当社の判断には合理性が認められると判断しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資に伴い発行されるC種種類株式115,504,600株（議決権数1,155,046個）は、2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数57,752,343株（2024年3月31日現在の総議決権数575,082個）の約199%（議決権割合約200%）に相当いたします。また、C種種類株式には、いつでも、その保有者がC種種類株式1株につき4株の当社普通株式を取得できる取得請求権（但し、本投資契約上は、2027年8月以降に行使可能とする旨規定しております。）を付す予定となっております。かかる取得請求権の行使によって、C種種類株式の発行による潜在的な議決権の希薄化率は約803%となります。

このように、C種種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることとなります。しかしながら、当社といたしまして

は、①C種種類株式発行により、過剰債務の解消を図るとともに、抜本的な財務体質の改善及び強化並びに本事業再生計画の遂行に必要となる構造改革費用等の確保を図ることができること、②本第三者割当増資により資金を得ることは、当社の事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものであること、③当社の置かれた状況や業績を踏まえて、複数社と様々なアライアンスの可能性についても検討を重ねてきたものの、当社の全事業を対象として、機構による出資以上の条件で出資を検討する支援姿勢を示したスポンサーを限られた時間軸の中で見出すことはできなかったこと、④公的な役割を担う法人である機構が、当社の株式を保有することで事業面での信用力向上の効果が期待でき、かつ、取引金融機関の利害調整、資本の出資、事業再生の専門家の支援を受けられること、等の観点から、機構の再生支援を受けることが最善であると判断したこと、⑤本第三者割当増資直後の顕在希薄化率は約200%であり、C種種類株式の保有者による普通株式への転換可能時期は、本投資契約上、上記のとおり2027年8月以降と段階的であり、急激な希薄化に対する一定の配慮もなされているものと考えられること、⑥機構は株式を中期的に保有する方針であり、株式を処分する場合は第三者譲渡を主として想定しているとの報告を受けていること、⑦本投資契約上、機構は株式譲渡時には法令上可能な範囲で売却候補先に関する情報を当社に開示する旨が定められていること、⑧かかる機構からの情報開示を機に、当社は機構に当社の意向を表明することが可能であること（但し、機構は当社の意向に拘束されるものではありません。）、⑨本第三者割当増資による資金調達には機構法に基づき主務大臣の認可を受けて設立された公的な役割を担う法人である機構に対して行われるものであること、⑩本事業再生計画の実行により将来的な株主利益の向上が見込まれること等に鑑み、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると考えております。

第3号議案 定款一部変更の件（2）

1. 変更の理由

本議案は、本第三者割当増資の実行後において、C種種類株式が普通株式に転換されることに備え、①発行可能株式総数を5億1977万743株、普通株式に係る発行可能種類株式数を5億1977万743株に変更し、合わせて、現行の会社法を踏まえ、②会社法第427条第1項の責任限定契約の対象者を「社外取締役」及び「社外監査役」から「非業務執行取締役」及び「監査役」に変更することにつき、特別決議によるご承認をお願いするものです。

なお、本定款一部変更の効力発生は、本第三者割当増資の実行を条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線を付した部分が変更箇所となります。）

変 更 前 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は178,600,000株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 178,600,000株 C種種類株式 115,504,600株	第6条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数） 本会社の発行可能株式総数は519,770,743株とし、本会社が発行することのできる各種類の株式の発行可能種類株式総数は次のとおりとする。 普通株式 519,770,743株 C種種類株式 115,504,600株
第28条（取締役の責任免除） 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第28条（取締役の責任免除） 本会社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本会社は会社法第427条第1項の規定により、非業務執行取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

変 更 前 定 款	変 更 案
第35条（監査役の責任免除） 本公司は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本公司は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第35条（監査役の責任免除） 本公司は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 本公司は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第4号議案 資本金の額、資本準備金の額の減少の件

1. 提案の理由

当社は、当社の業容や損益状態の現状を踏まえ、適切な税制や制度への適用を通じて財務内容の健全性を維持するとともに、後の能動的かつ効率的な運営を推進するための資本政策に備えることといたしたく、資本金の額、資本準備金の額の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ振り替えることにつき、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、ご承認をお願いするものです。

なお、本議案は、貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目の振替処理にかかるものであり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、発行済株式総数や株主の皆様の所有株式数に影響を及ぼすものではありません。

本議案に係る本資本金等の額の減少の効力発生は、本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件とするものであります。

2. 本資本金等の額の減少の要領

（1）減少する資本金の額

本第三者割当増資後の資本金の額10,100,838,268円（現在の資本金額100,450,000円に本第三者割当増資により増加する資本金額10,000,388,268円の合計額）を10,000,838,268円減少して、100,000,000円といたします。

（2）減少する資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本準備金の額10,025,500,768円（現在の資本準備金額25,112,500円に本第三者割当増資により増加する資本準備金額10,000,388,268円の合計額）を10,025,500,768円減少して、0円といたします。

（3）本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれをその他資本剰余金へ振り替えるものといたします。

（4）本資本金等の額の減少が効力を生ずる日

2025年4月30日（予定）

第5号議案 取締役7名選任の件

当社の取締役は、本第三者割当増資の実行日に、上埜修司、北野正和、久内克秀及び松田常俊の4氏が辞任により退任する予定ですが、本事業再生計画の遂行にあたり、本第三者割当増資後の経営体制の充実強化のため、本投資契約の規定にも従い、新たに、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る取締役選任の効力発生は、本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件とするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	現 職 務	新体制における管掌 (予定)
1	ふじ い みのる 藤 井 実 新任	当社 上席執行役員 技術統括部長	事業管理、構造改革
2	かしわ ぎ ひさ み 柏 木 寿 深 新任	株式会社地域経済活性化支援機構 執行役員 マネージング・ディレクター	経営管理、構造改革
3	み す しゅう いち 三 須 修 一 新任	当社 執行役員 経理部、情報システム 部担当	経理、管理部門
4	こ ばやし えい じ 小 林 瑛 二 新任	株式会社地域経済活性化支援機構 ディレクター	事業管理、構造改革
5	ふじ もと しん じ 藤 本 慎 司 新任	株式会社地域経済活性化支援機構 シニアディレクター	事業管理
6	おく や ま と 奥 大 和 新任	株式会社地域経済活性化支援機構 シニアマネージャー	財務、管理、共通部門
7	ほり の けい こ 堀 野 桂 子 新任 社外 独立	弁護士法人北浜法律事務所 パートナー	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
1	ふじ い みのる 藤 井 実 (1961年9月8日生) 新任	1987年 4 月 当社入社 2008年 3 月 ユニチカファイバー(株)生産開発本部ナイロンファイバー製造部長 2009年10月 ユニチカグラスファイバー(株)垂井工場製造部長 2012年 7 月 同社垂井工場長兼当社垂井事業所長 2017年 9 月 当社機能材事業本部ガラス繊維事業部ガラス繊維業務室長 2018年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部事業部長代理兼ガラス繊維業務室長 2018年10月 執行役員 ガラス繊維事業部事業部長代理兼ガラス繊維業務室長兼機能材企画管理部長 2019年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部長 2020年 4 月 執行役員 ガラス繊維事業部長兼ユニチカグラスファイバー(株)代表取締役社長 2022年 4 月 上席執行役員 ガラス繊維事業部長兼ユニチカグラスファイバー(株)代表取締役社長 2023年 4 月 上席執行役員 技術開発本部長兼生産統括本部長 2023年10月 上席執行役員 技術統括部長（現任）	16,083株
	<取締役候補者とした理由> 藤井実氏は、繊維事業、ガラス繊維事業の製造責任者を歴任した後、2019年からはガラス繊維事業部長として、ガラス繊維事業の収益力向上を通じて当社グループの企業価値向上に貢献してきました。また、2023年4月からは技術開発本部長兼生産統括本部長として、当社の技術開発と生産技術全般を統括する立場として重要な職責を果たし、成果を上げるなど、幅広い知識と経験を有しています。 当社は、同氏がこれらの知見、経験を活かし、取締役として経営の監督に加え、当社の事業全般の管理を通じ、構造改革を推進することにより、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の 株 式 の 数
2	か し わ ギ ひ さ み 柏 木 寿 深 (1977年10月27日生) 新任	2000年 4 月 大和証券㈱入社 2010年 2 月 ㈱企業再生支援機構（現㈱地域経済活性化 支援機構）入社 2011年 8 月 ㈱ヤマギワ執行役員 生産流通本部長 2015年10月 ㈱壁の穴取締役 経営管理本部長 2018年 1 月 ㈱地域経済活性化支援機構マネージング・ ディレクター 2019年 3 月 ㈱千趣会社外取締役 2021年 9 月 ㈱イワキ社外取締役 2021年12月 ㈱地域経済活性化支援機構執行役員 マネー ージング・ディレクター（現任） （重要な兼職の状況） ㈱地域経済活性化支援機構執行役員 マネージング・ディ レクター	0株
	<取締役候補者とした理由> 柏木寿深氏は、企業再生に関する専門家として数多くの会社の取締役等を歴任しており、幅広い経験 と高い知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、当社の構造改革を主導的に推進して当社グループの 企業価値向上に重要な役割を果たすことができると判断し、候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
3	み す しゅう いち 三 須 修 一 (1969年3月18日生) 新任	1991年4月 ㈱三和銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行 2019年5月 三菱UFJニコス㈱信用管理本部部長 2020年4月 同社経営企画本部副本部長 2021年6月 同社執行役員 経営企画本部副本部長 2023年7月 同社執行役員 経営企画本部副本部長兼法人審査部担当兼法人審査部長 2024年4月 当社入社 執行役員 経理部、情報システム部担当（現任）	1,467株
	<取締役候補者とした理由> 三須修一氏は、大手金融機関における金融、財務に関する業務経験、専門知識に加え、海外における業務経験、専門知識を豊富に有しています。2024年4月から経理部、情報システム部担当執行役員として、当社グループ全体の経営施策推進に重要な役割を果たし、成果を上げるなど、幅広い知識と経験を有しています。 当社は、同氏がこれらの知見、経験を活かし、取締役として経営の監督に加え、当社の経理、財務全般の管理等を通じ、構造改革を推進することにより、当社グループの持続的な企業価値向上に重要な役割を果たすことができると判断し、候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株 式 の 数
4	小林 瑛二 (1981年11月28日生) 新任	2004年 4 月 商工組合中央金庫（現㈱商工組合中央金庫）入社 2007年 5 月 ㈱リサ・パートナーズ入社 2010年 1 月 ㈱ゴードン・ブラザーズ・ジャパン入社 2013年 4 月 デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー㈱（現デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社）入社 2014年 9 月 ㈱地域経済活性化支援機構入社 2018年10月 ㈱イデラキャピタルマネジメント入社 2019年 5 月 ㈱商工組合中央金庫入社 2020年10月 ㈱地域経済活性化支援機構入社 2022年 4 月 同社ディレクター（現任） （重要な兼職の状況） ㈱地域経済活性化支援機構ディレクター	0株
<取締役候補者とした理由> 小林瑛二氏は、金融、財務に関する業務経験、専門知識に加え、企業再生に関する専門家として豊富な経験と知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験と知見を活かし、当社の構造改革を推進して当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができると判断し、候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式の 数
5	ふじ ちと しん じ 藤 本 慎 司 (1976年5月12日生) 新任	2007年 4 月 アーサー・ディ・リトル・ジャパン(株)入社 2011年 7 月 富士ゼロックス(株)（現富士フイルムビジネ スイノベーション(株)）入社 2016年 3 月 PwCアドバイザリー合同会社入社 2019年 4 月 (株)ジャパンインベストメントアドバイザー 入社 2020年 9 月 (株)地域経済活性化支援機構入社 2024年 6 月 同社シニアディレクター（現任） （重要な兼職の状況） (株)地域経済活性化支援機構シニアディレクター	0株
	<取締役候補者とした理由> 藤本慎司氏は、企業再生の専門家としてグローバル企業等の経営改善、事業推進に関する豊富な経験と知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、当社の構造改革を推進するとともに経営及び事業管理強化の面から当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
6	おく やまと 奥 大 和 (1988年12月28日生) 新任	2011年 4 月 日本生命保険相互会社入社 2014年 2 月 有限責任あずさ監査法人入社 2017年 3 月 ㈱わかば経営会計入社 2023年12月 ㈱地域経済活性化支援機構入社 2024年 3 月 ㈱イワキ社外取締役 2024年 6 月 ㈱地域経済活性化支援機構シニアマネージャー（現任） （重要な兼職の状況） ㈱地域経済活性化支援機構シニアマネージャー	0株
	＜取締役候補者とした理由＞ 奥大和氏は、企業再生に関する専門知識のみならず、財務、会計に関する豊富な業務経験と知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験、知見を活かし、当社の財務面の強化を中心に当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができると判断し、候補者としました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	堀野桂子 (1981年8月13日生) (戸籍上の氏名：桶殿桂子) 新任 社外 独立	2005年10月 弁護士登録 北浜法律事務所（現弁護士法人北浜法律事務所）入所 2013年 1 月 北浜法律事務所・外国法共同事業（現弁護士法人北浜法律事務所）パートナー（現任） 2021年 5 月 ㈱メディカルー光グループ社外取締役（現任） 2023年 1 月 ㈱オービーシステム社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人北浜法律事務所パートナー ㈱メディカルー光グループ社外取締役 ㈱オービーシステム社外取締役	0株
	<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 堀野桂子氏は、弁護士として豊富な法律知識を有している他、企業再生に関する豊富な業務経験と知見を有しています。 同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、同氏がこれまでの知見と経験を活かし、社外取締役として当社の経営の監督及び経営への提言などを通じて、当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たすことができるものと判断し、候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者が所有する当社の株式は、全て普通株式であります。
2. 各候補者の所有する当社の株式の数には、ユニチカ役員持株会における各候補者それぞれの持分を含んでおります。
3. 柏木寿深氏、小林瑛二氏、藤本慎司氏及び奥大和氏は、機構の役職員を兼任しており、機構は、上記のとおり、当社との間で本投資契約を締結しております。その他の候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 堀野桂子氏は、社外取締役候補者であります。
5. 堀野桂子氏が取締役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補されることとなります。

す。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

7. 当社は、堀野桂子氏が取締役役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(ご参考) 第5号議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役の構成は以下のとおりとなる予定です。

氏 名	当社における 地	属 性	性 別	スキル・経験							
				企業経営 経営企画	営 業 マーケティング	財 会	務 計	法 務 リスクマネジメント	R & D 製 造	グローバル	サステナビリティ 人事・人材開発
藤井 実	取 締 役		男性	●	●				●		●
柏木 寿深	取 締 役		男性	●		●					
三須 修一	取 締 役		男性			●				●	
小林 瑛二	取 締 役		男性	●		●					
藤本 慎司	取 締 役		男性	●	●					●	
奥 大和	取 締 役		男性			●					
古川 実	取 締 役	社外・独立	男性	●		●				●	
石川 路子	取 締 役	社外・独立	女性								●
堀野 桂子	取 締 役	社外・独立	女性					●			

(注) 上記一覧表は、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第6号議案 監査役1名選任の件

当社の監査役は、本第三者割当増資の実行日に、杉澤滋及び豊田明生の両氏が辞任により退任する予定ですが、本事業再生計画の遂行にあたり、本第三者割当増資後の経営体制の充実強化のため、本投資契約の規定にも従い、新たに、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る監査役選任の効力発生は、本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件とするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
なか の しん すけ 中 野 信 介 (1985年1月31日生) 新任	2009年4月 ㈱りそな銀行入社 2012年4月 有限責任監査法人トーマツ入社 2016年5月 公認会計士登録 2017年10月 デロイトトーマツ ファイナンシャルアド バイザリー合同会社出向 2021年1月 ㈱地域経済活性化支援機構入社 2023年6月 同社シニアマネージャー（現任） (重要な兼職の状況) (㈱地域経済活性化支援機構シニアマネージャー	0株
<監査役候補者とした理由> 中野信介氏は、公認会計士の資格を有し、数多くの上場企業等の監査経験のほか、企業への投資・経営指導を行うなど、財務、会計及び経営管理に関する高い知見を有しています。 当社は、同氏がこれまでの経験と知見を基に、経営及び事業・管理部門全般などにつき、的確に監査業務を遂行できるものと判断し、候補者としてしました。		

- (注) 1. 中野信介氏は、機構の役職員を兼任しており、機構は、上記のとおり、当社との間で本投資契約を締結しております。
2. 中野信介氏が監査役に就任した場合には、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び重要な管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負

担することになる損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責事由があります。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以 上

普通株主による種類株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件（1）

臨時株主総会参考書類7頁から21頁に記載の第1号議案「定款一部変更の件（1）」の内容と同一であります。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

臨時株主総会参考書類34頁から35頁に記載の第3号議案「定款一部変更の件（2）」の内容と同一であります。

以 上

